

令和 7 年度
県 営 林 年 度 実 施 計 画
(案)

令和 7 年 3 月
広島県農林水産局

目 次

1 管理経営の目標に関する事項	1
(1) 実施方針	
(2) 経営改善目標	
(3) 主な取組	
2 事業計画に関する事項	2
(1) 事業計画量	
(2) 取組内容	
ア 施業管理	
(ア) 事業地の確保	
(イ) 事業地確保のプロセス	
(ウ) 森林調査の効果的・効率的な実施	
(エ) 土地所有者の理解促進	
(オ) その他	
イ 木材生産	
(ア) 事業体の確保	
(イ) 施業条件の改善	
ウ 木材販売	
(ア) 木材集出荷施設との連携	
3 収支計画に関する事項	7
(1) 収支計画	
4 参考	8
(1) 分収造林事業の経営改革に伴う一般会計の負担	
(2) 償還金等の支払状況	

1 管理経営の目標に関する事項

(1) 実施方針

令和7年度実施計画については、第3期県営林中期管理経営計画に基づき、施業候補地の調査・選定方法の改善や土地所有者の理解促進、施業条件の悪い事業地への対策による事業地の確保に取り組むとともに、施業を請け負う林業事業体の確保のための働きかけの強化、木材の流通コスト削減や有利販売の一層の推進により、経常利益の確保に向けた取組を強化する。

また、「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）の取組に沿った計画的・安定的な木材生産・販売を主体とした林業経営を推進する。

(2) 経営改善目標

森林整備を通じて森林の持つ公益的機能を維持発揮するとともに、経常利益を確保するため、次の目標を設定する。

ア	成果目標
	素材生産量の確保 : 48,000 m ³
イ	活動指標
	事業地の確保 : 460ha（保育、利用間伐及び主伐面積）

(3) 主な取組

経営改善目標を達成するため、経常利益の確保等に向けて、次の取組を実施する。

区 分	取 組 内 容
事業地の確保	・ 林分の成立本数に基づいた施業実施の判断基準を設定し、施業候補地を選定 ・ ドローン空中写真の画像解析等による現況（本数・樹種）調査の導入 ・ 事業地の状況等を勘案した優先順位付けによる効果的・効率的な分収割合変更交渉の推進
事業体の確保	・ 施業候補地の早期確定による林業事業体への迅速な働きかけ

2 事業計画に関する事項

(1) 事業計画量

第3期県営林中期管理経営計画に基づき、施業別の計画面積及び材積、森林作業道の開設延長について、表1のとおり計画する。

なお、表1の事業量を市町別で表すと、表2のとおりとなる。

【表1】事業計画

(単位：面積ha, 材積m³, 延長m)

区 分		第2期中期計画		第3期中期計画	
		R4実績	R5実績	R6計画	R7計画
(面積) 施業別	保育間伐	162	177	150	150
	利用間伐	218	198	220	220
	主伐(立木販売)	54	85	90	90
	計	434	460	460	460
木材生産 販売区分 別(材積)	利用 間伐	用 材	15,156	13,657	13,200
		バイオマス材	13,846	14,854	3,300
		小計	29,002	28,511	16,500
	主伐(立木販売)		21,070	24,993	31,500
	計		50,072	53,504	48,000
作業道開設 (延長)		49,268	43,229	48,400	48,400

注：単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合がある。

【表2】市町別事業計画

市 町	木 材 生 産		保育間伐 (ha)	作業道開設 (m)
	利用間伐 (ha)	主 伐 (立木販売) (ha)		
広島市	45	0	8	9,900
府中市	0	0	3	0
三次市	14	0	44	3,080
庄原市	97	55	11	21,340
東広島市	0	0	27	0
廿日市市	9	0	0	1,980
安芸高田市	5	35	23	1,100
安芸太田町	5	0	0	1,100
北広島町	45	0	34	9,900
計	220	90	150	48,400

(2) 取組内容

ア 施業管理

(7) 事業地の確保

第3期県営林中期管理経営計画の各施業の実施判断基準に基づき早期に事業地を確保し、事業を実施する。

a 保育間伐

保育間伐については、成立本数が標準として1,500本/ha以上の林分において実施する。

b 利用間伐

利用間伐については、成立本数が標準として1,000本/ha以上から1,500本/ha未満の林分かつ利用径級（胸高直径20cm以上）に達した事業地において、収益確保が見込まれる場合に実施する。

また、末口14cm未満の小径木などを、バイオマス材として利用間伐事業地から搬出する。

c 主伐

主伐については、成立本数が標準として600本/ha以上から1,000本/ha未満の林分において、立木の生長や木材の需給動向を勘案し、主伐適期と見込まれる事業地で実施する。

d 作業道開設

森林作業道開設は、利用間伐の実施箇所において、これまでの実績を踏まえ220m/haを実施する。

(イ) 事業地確保のプロセス

a 保育間伐

保育間伐は、成立本数や不成績地を確認する「保育調査」を実施し、次年度の施業の実施や区域を決定する。

b 利用間伐

利用間伐は、木材搬出を伴うため、アクセスや地形などの調査が必要となり、時間がかかることから、当年度分に加え、次年度以降の事業地確保に向けて調査に取り組む。

【参考】第3期県営林中期管理経営計画「事業地の確保から事業実施までの工程表」

事業実施 前々年度		事業実施 前年度				事業実施 当年度			
10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
調査箇所調整	先行調査 (木材搬出条件等)								
		概算プラン書作成 土地所有者交渉							
		次年度候補地確定							
			収穫調査（利用間伐）						
			林業事業体の確保 (発注計画の提示等)						
					プラン書作成 土地所有者説明				
						事業実施			

c 主伐

主伐は、主に利用間伐実施から概ね 10 年以上経過した事業地を対象に、立木の生長状況を確認した上で、次年度の事業地を決定し、収穫調査（主伐）を実施する。

(ウ) 森林調査の効果的・効率的な実施

森林調査の実施については、航空レーザ測量の解析データやドローンによる空中写真を積極的に活用する。

特に、各施業の主な実施判断基準である「成立本数」の測定については、ドローン空中写真のデータ解析に係る新しい技術の導入に取り組む。

また、先行調査の実施においては、事前に県と財団で調査予定箇所を確認・調整し、アクセスや山土場候補地等の調査ポイントを共有することで、調査を効果的・効率的に実施する。

(イ) 土地所有者の理解促進

利用間伐及び主伐の実施に際し、森林の現況や施業方法、想定される収益及び分収金額などを整理した「施業プラン書」を作成し、契約地の将来像を含めて土地所有者に説明することで、施業に対する土地所有者の理解促進を図る。

分収割合の変更不同意の事業地については、先行調査の早期実施による林況の把握と併せて分収割合変更の交渉を進め、同意取得に取り組む。

また、各事業地の林齢や規模等の状況を勘案した上で優先順位を付け、効果的・効率的に交渉を進める。

(オ) その他

・カーボンオフセットに関する取組

県営林今谷山事業地の間伐(29.24ha)により取得したカーボンオフセットクレジット(J-クレジット)の販売を行うとともに、企業等に対して県営林の持つ公益的機能の重要性について普及啓発を行う。

また、新たにJ-クレジットを取得するため、令和7年度中のプロジェクト登録を目指す。

イ 木材生産

(ア) 事業体の確保

a 既存事業体への働きかけ

事業体の確保については、事業体が施業を請け負いやすいよう、先行調査の効果的・効率的な実施等により計画を提示し、事業体へ早期に働きかける。

b 新規事業体の参入推進

県関係課から県内事業体の情報を入手し、新規事業体の確保に取り組むとともに、事業体の状況に応じて事業規模や施業内容などを工夫し、請け負いやすい事業を提示する。

c 労働災害の防止対策

林業事業体が必要な体制や工期を確保し計画的に取り組めるよう、事業地の早期確保と発注に努めるなど、労働災害の防止に取り組む。

また、森林管理署や林業・木材製造業労働災害防止協会、広島県林業労働力確保支援センター等の関係機関と連携し、労働災害の防止に向けた安全対策の徹底を図る。

(イ) 施業条件の改善

a アクセス条件の改善

事業地の面積は大きいですが、トラック道が整備されていない事業地において、林業専用道の開設に向けて関係部署と協議を進める。

県営林へのアクセス道の状況や周囲の人工林の現況を早期に把握・分析し、隣接する国有林や民有林と連携してアクセス道を確保するなど、事業地に応じた具体的な対策を検討・実施する。

なお、豪雨災害により損壊した、既設のアクセス道等については、必要な補修工事を適宜行いながら施業を実施する。

b 適切な森林作業道の整備

森林作業道の整備においては、法面や路肩の崩壊、路面の浸食及び土砂・濁水の流出を防ぐため、地形や地質等を考慮した線形や排水処理を計画するなど、適切な道づくりに努める。

ウ 木材販売

(7) 木材集出荷施設との連携

木材の買取単価・数量の安定化に向け、各集出荷施設からの情報収集を密にするなど連携体制を強化する。

また、土台や合板用など市場で安定した需要のある4 m材主体の有利販売に取り組むとともに、その他需要のある採材規格を適時把握し、木材生産の現場へ伝えることで、需要に合わせた木材供給を行う。

なお、小径木など規格外の木材については、需要の高いバイオマス材（燃料用チップ材）として積極的に販売することで、収益の確保と、林内整理による将来施業の省力化・効率化につなげる。

3 収支計画に関する事項

第3期県営林中期管理経営計画に基づき、木材生産事業と保育事業を併せた経常利益を確保する。

【表3】収支計画

(単位：千円)

区分	項 目		R6 当初	R7 当初	増減	備考(主な増減理由)
木材生産	①売上高	利用間伐	192,390	199,650	7,260	中期計画における木材販売(用材)の設定単価(R6当初単価)とR6実績単価の差(増)を反映
		主 伐 (立木販売)	128,205	128,205	0	
		計	320,595	327,855	7,260	
	②生産原価		237,930	248,870	10,940	労務単価の増加に伴う増
	③販売管理費		145,529	147,426	1,897	請負費の増加に伴う増
	④営業利益		▲ 62,864	▲ 68,441	▲ 5,577	①-②-③
	⑤営業外収益		248,292	226,926	▲ 21,366	分収金の減少に伴う繰越金の減
	⑥営業外費用		112,681	88,049	▲ 24,632	分収金支出の減
保育	⑦経常利益		72,747	70,436	▲ 2,311	④+⑤-⑥
	⑧販売管理費		72,418	72,046	▲ 372	
	⑨営業外収益		18,639	22,036	3,397	請負費の増に伴う補助金の増
	⑩営業外費用		5,381	6,837	1,456	立木保障金の増
⑪経常利益		▲ 59,160	▲ 56,847	2,313	⑨-⑧-⑩	
⑫経常利益 計			13,587	13,589	2	⑦+⑪
⑬公庫償還金等			122,846	117,429	▲ 5,417	公庫償還金の減
⑭一般会計からの繰入金			109,259	103,840	▲ 5,419	⑬-⑫

※既存県営林における過去の借入金(S48～H10)に対する償還金等

4 参考

(1) 分収造林事業の経営改革に伴う一般会計の負担

令和7年度は、県営林特別会計への繰出金104百万円を一般会計から支出する予定である。

【表4】分収造林事業の経営改革に伴う一般会計の負担

(単位：百万円)

区 分	年 度					備 考
	H25 実績	H26～R5 実績	R6 計画	R7 計画	累計	
県営林特別会計への繰出金	—	1,322	109	104	1,545	
第三セクター等改革推進債償還額	—	13,001	—	—	13,001	償還期間：H26～R5 償還額：13,001百万円
県債権放棄額	33,264	—	—	—	33,264	旧(一財)広島県農林振興センターの民事再生に伴う債権放棄

注：単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合がある。

(2) 償還金等の支払状況

令和7年度の既存県営林に係る公庫償還金額は108,452千円であり、このうち103,840千円を一般会計からの繰入金により支払う予定である。

【表5】償還金等の支払状況

(単位：千円)

償還金等	償還総額	支払済額	R7支払額	残 額	備 考
既存県営林公庫償還金	6,373,864	5,403,491	108,452	861,922	R25完了

注：既存県営林公庫償還金の償還額は、借入利息を含む額である。

単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合がある。